燃やせるごみ

1 対　象

種　類	主な製品
紙　類	キッチンペーパー、ちり紙　など
布　類	繊維リサイクル対象外品(P20参照)、ぬいぐるみ、雑巾　など
花草類	花壇の花茎、刈り草　など
衛生用品	紙おむつ、生理用品、マスク、ティッシュペーパー　など
その他	お菓子の乾燥剤、たばこの吸い殻、ひも、歯ブラシ、スプーン、猫砂、ストロー、汚れの落ちにくい容器包装プラスチック、ペットのトイレ用マット　など

2 排出袋

町で専用袋を設定しています。（黄色黒文字袋）

有料の指定袋を販売店で購入してください。

指定袋以外で出されたものは収集できません。

※「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」のどちらでも使える共通の袋です。分別してそれぞれの収集日に出してください。

3 出し方の注意

① 花草類は、ある程度乾燥させてから出してください。

② 紙おむつやペットのトイレ用マットの汚物は、トイレで汚物を処分してから出してください。

※ 在宅医療などにより発生した廃棄物（ごみ）の処分については、処方を受けた病院や販売店にご相談のうえ処理してください。